

女性活躍企業誘致促進事業業務委託仕様書

1 委託業務の名称

女性活躍企業誘致促進事業

2 委託業務の目的

富山県では、女性の社会減が課題となっており、女性が活躍できる企業の誘致をよりいっそう推進していくことが重要である。

本業務では、地方進出に関心があり、女性活躍の推進に積極的な企業と富山県とのマッチングを実施し、本県への企業誘致を促進することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 地方進出に関心がある企業リストの作成

以下の要件を満たす企業リスト（100社以上）を作成すること。ただし、企業リストの作成にあたっては、地方への進出意欲が高い企業を優先的に選定し、企画提案において選定方法等を示すこと。

<要件>

- ・女性活躍に積極的な企業であること

例) 女性活躍の取組みが優良な企業（厚生労働省「えるぼし認定企業」等）、女性の就職人気ランキング上位の企業、女性の採用に積極的な企業等

※抽出にあたっては、本件担当者の主観のような根拠ではなく、各種媒体が発表しているデータを活用するなど客観的な根拠を示すこと。

※県内進出企業（県内に拠点のある企業）は除くこと。

(2) 富山県への進出可能性調査

(1)のリストのうち、地方への進出の可能性が高いと思われる企業を30社以上選定し、富山県への進出についての可能性調査を行い報告すること。

可能性調査の方法は企画提案において示すこと。

調査結果は、今後の富山県の誘致活動においても活用できるよう、定量的な分析・整理を行うこと。

(3) 富山県への進出可能性の高い企業とのマッチング

(2)で調査した企業のうち、富山県への進出可能性の高い企業10社以上に対して、地方進出の候補地として富山県を詳しく認知してもらうため、当該企業と富山県職員が直接面談できる機会を設けること。

4 効果的な業務に向けた実施体制の構築

本業務の効果的な実施に向け、以下の役割を担う総括責任者1名を配置する。総括責任者は、契約締結後、速やかに初回打合せを行うものとする。初回打合せ以降についても、契約期間中は、富山県と随時打合せ及び進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図る。ま

た、打合せ後は、速やかに協議した内容をまとめて報告すること。

(総括責任者の役割)

- ・業務全体の企画・計画策定
- ・業務の進捗管理
- ・富山県が実施する関連事業との連携などに関するアドバイス

5 委託費上限額

金 3, 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

6 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日 (月) まで

7 成果物

①業務実施計画書

委託業務の実施計画及びスケジュールを、初回打合せ以降、速やかに提出すること。

②企業リスト

③業務完了報告書

委託業務の実施内容等(今後の展開についての改善提案を含む)を、令和 7 年 3 月 31 日 (月) までに提出すること。

8 納品場所

富山県商工労働部立地通商課

9 その他

- (1) 受託者は、業務全般の管理、監督及び県との連絡、調整を行う管理責任者を置くとともに、当該業務に関し十分な知識、経験を有する者をもって適切に業務を行うこと。
- (2) 受託者がこの業務のために作成した資料等の著作権は、富山県に帰属するものとし、県が他の媒体等で使用することを妨げないものとする。また、作成資料等において、他の個人または団体の著作に係る文献や資料等を引用する場合は、受託者において著作権者の了解等を得た上で、引用した文献等の名称を明記すること。
- (3) 受託者は、この業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 本業務は国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県と協議するものとする。
- (7) 3 (1) ~ (3) に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については企画提案によるものとする。
- (8) 本仕様書は、プロポーザル用であり、契約は内容協議を行ったうえで締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。